

平成 28 年度第 3 回いわき市まちづくり市民会議 議事録

1 日 時

平成 28 年 11 月 24 日（木） 10:00～11:30

2 場 所

市役所本庁舎 8 階 第 8 会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 次第・資料

別紙のとおり

5 議 事

(1) 協議事項

- ① 「(仮称) いわき市以和貴まちづくり基本条例」の修正案について
- ② 「(仮称) いわき市以和貴まちづくり基本条例」に基づく取組みについて

(2) その他

6 議事内容

(1) 協議事項

① 「(仮称) いわき市以和貴まちづくり基本条例」の修正案について

発言者	主な発言内容
事務局	資料 1 に基づき説明
議長	本日、配布されている資料 2 は 2 つ目の議題でも扱う予定だが、今の条文の修正案の中でも、いただいている意見が関係する部分もあるため、参照しながら進めていきたい。まず、前文の部分についてご意見はあるか。金子委員から、資料 2 の 2 ページ、基本条例の名称について、「いわき市共創のまちづくり基本条例」ではどうかという提案があったが、これらを踏まえて、ご意見・ご質問あるか。
委員	「以和貴」という漢字を当てるのが、果たして市民の共通理解を得られるのかということには、非常に慎重な意見を持っている。「和を以て貴しとなす」がいい印象と考えられる一方で、和というものを重んじるがために、様々なことが進みにくいのではという問題意識を持っており、この点は、金子委員がご提案する「いわき市共創のまちづくり基本条例」ような名称の方が、私としては市民の皆様を受け入れられやすい条例になるのではないかと感じている。

議長	<p>「和を以て貴しとなす」について、その背景には、おそらく聖徳太子が論語から引用しているということがわかった。例えば、論語の中に、「君子は和して同ぜず 小人は同じて和せず」というものがある。和と同を比較して言っている。立派な人は、自立性をもった協調というニュアンスである。君子の同ぜずというのは、単に周りに従っていくという意味での同調はしないということである。小人は、その反対に主体性のない協調はするが自立的な協働はしない、ということが論語には書かれている。聖徳太子は、おそらくそれを引用しているが、違うニュアンスで解釈している可能性もある。もう1つは、「礼の用は和を貴しと為す」というものがある。礼を用いて調和を図るのが大事ということであるが、千葉県に聖徳大学というのがあり、その大学の理念に聖徳太子の考え方が使われており、「礼」というのは「上の人間が下の人間に礼をもって接する」というニュアンスとして使っている。菅波委員の言われたような懸念も解釈によってはあるが、その逆の見解もある場合がある。おそらく、この条例のネーミングを検討したときには、この「以和貴」を当てはめることに関して、改めて「以和貴」の意味を市民みんなで考えていこうと、こうした中で、君子の「和」の意味を改めて考えていくという考え方もある。</p>
委員	<p>「以和貴」という字は、今まで何かに使ったことがあるのかということと、基本計画や総合戦略で触れている部分はあるのかという2点について確認したい。</p>
事務局	<p>例規上で使われた例はない。また、今回ベースとした総合計画や総合戦略のいずれにも、この文字は使っておらず、今回が初めてとなる。</p>
議長	<p>今回初めて使うことで、また、みんなで考えようというニュアンスで考えてよいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>私も「以和貴」というのを色々調べたが、この条例の前文の「その市名を17条憲法における和を以て貴しとなす(以和貴)の音読みである平仮名のいわきとした」という所に疑問を感じた。周囲の方に聞くと、当時の同じ世代の方々は、「磐城」を思い浮かべるのであって、この「以和貴」は思い浮かばないという方がほとんどであった。東京の友人にも聞いてみても、今さら聖徳太子なのかと言われた。これから、新しくやろうとする条例のネーミングに「いわき市以和貴まちづくり」というのはどうかという意見もあって、私も、(仮称)いわき市以和貴まちづくり基本条例の資料をいただいたときに疑問に思った。私も一市民であるため、</p>

	<p>皆もそう思っているのではと考え、単純にこの意見をのべさせていただいた。</p>
<p>議長</p>	<p>たしかに、磐城高校の「磐城」をネーミングするとき、この「以和貴」を想定しているわけではないということで、後付けだと思うが、そういう意見もある。まさに、条文の案の所の赤で書かれている最後の部分、市の名前を「和を以て貴しとなす」に基づいて、「以和貴」としたという表現について、若干の問題点があるかもしれないということである。次に、目的・定義についてご意見・ご質問あるか。</p>
<p>委員</p>	<p>定義の「若者は18歳未満の者をいう」という部分について説明があったのか確認したい。現在、まちづくりの活動をしている中で、今回の委員の皆さまの意見にもあった、「よそ者・ばか者・若者」が大事だという話がよく聞かれる。私たちがそういう言葉を使うときの「若者」というのは、未成年の子どもたちだけではなく、20代前半であったり、大学生も含めるのではないかというイメージがあったため、確認したい。</p>
<p>事務局</p>	<p>18歳未満の者にした理由として、まず、この条例上、「若者」がどこに出てくるかということだが、この条例上「若者」という言葉を使っているのは、資料1の7ページの第10条である。この条文は、「市民及び市は、次代を担う若者がそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加できるよう配慮するものとする。」という規定である。なぜ若者だけを特に配慮する対象にしたかという点、他の主体の対応としては、例えば、女性や高齢者、障がい者等、様々あるが、若者のうち、特に参政権を持たない世代については、まちづくりの参画において、参画の対応がやや限定的にならざるを得ない。一方で、中高生に様々な形でまちづくりに参画してもらえるように、例えば、いわきアカデミアであるとか、様々な取組を始めている所である。したがって、この配慮する対象として、参政権を持たない世代として規定する結果、その裏として、18歳未満を「若者」として定義したという趣旨である。</p>
<p>議長</p>	<p>日常会話では、もちろんもっと上の年齢も含まれるが、この条文の中では、あえて参政権のない18歳未満の方を言っているということである。</p> <p>参政権という言葉が出てきたが、まちづくりに関しては、参政権まで考える必要はないと考える。あくまでも、様々な世代の様々な意見、考え方を総合的にやっていく方が逆にいいのではないか。単純に「若者」と規定するよりも、第10条だと、「次代を担う世代」という形にして、あらゆる世代が関わっていくというような表現の方がいいのではないか。</p>

事務局	<p>参画する主体として、様々な世代の方々が関わるということは、第8条、第9条において前提とされており、第10条は、その主体である市民と市が配慮する対象として、まちづくりに対し、18歳以上の方とは、少し違う参画の機会が限定されている主体に対して、それを様々な年齢にふさわしい形で参画できるように配慮する客体として、この第10条を規定したいというのが趣旨である。</p> <p>逆に参政権等で言えば、参政権はないが、勉強のためにそういう世代も参画するということがいいのではないか。</p>
委員	<p>参政権を問題にした場合に、市民の中で、団体や避難されている方々には参政権がないが、特に、避難されている方々について、参政権がない状態で、いかに、まちづくりに関われるかという部分は、若者への配慮と同じくらい配慮しなければ、まちづくりへの参画に結び付けるのは厳しいのではないかという問題意識がある。もし、配慮という部分を強調するのであれば、そのような記載も入れていただきたい。</p>
委員	<p>例えば、「若者」を「青少年」に変えた場合に何か問題はあるか。若者というと18歳未満と考えるのは無理があるので、「青少年」など、もう少し相応しいネーミングがあるのではないか。</p>
議長	<p>事務局の意図は恐らく、中高生も忘れないでというニュアンスで入れているのだと思うのだが、表現上、このような解釈もあり得るということだが、事務局どうか。</p>
事務局	<p>「青少年」も候補としてはあったが、「青少年」という表現が少し古いという意見があったため、現時点では「若者」としている。しかし、これは「青少年」であっても「子どもたち」であっても、いずれでも構わないと思う。</p>
議長	<p>資料2で西口委員から意見をいただいている。その中に、他の市町村との提携の可能性の検討という提案がある。国際的なこと、いわきと何らかの類似性のある都市との連携で、例えば、小田原市という例があがっているが、今回の資料の8ページの広域的な連携等に反映されていると考えていただきたい。昨日、湯本温泉の女将に聞いたところ、全国に湯本温泉はあるが、その都市間のネットワークはないということだが、全国の湯本温泉のネットワークがあってもいいと思う。</p>

② 「(仮称) いわき市以和貴まちづくり基本条例」に基づく取組みについて

発言者	主な発言内容
議長	<p>まず、西口委員の意見について、「他の市町村との提携の可能性」ということで、いわきと何らかの類似性や共通点がないとネットワークの意味も出てこないと思うが、そのあたりの可能性について、西口委員から補足説明があればお願いしたい。</p>
委員	<p>いわき市はタウンズビル市と交流が深く、先日も高専の学生が英語劇に参加したところであり、こんなにも海外の都市と親しい自治体は見たことがなかったため感激した。そういった姉妹都市と非常に良い関係なのは、関係者の方々が一生懸命ご尽力いただいているからだと思う。私は、小田原市で生まれ18歳まで過ごしたが、小田原市も伊豆群発地震で長い間に渡り揺れており、日本で起きる地震というのは順番に様々な所で起こっていると実感する。そういう似た部分や補い合える関係の地域もあるのではないかと思う。そういった中で場所を見つけて、例えば、浜通りで近隣自治体と組むといったことも考えてもいいのではないかと思ひ、意見を出した。</p>
議長	<p>このご意見が条例の第13条あたりに反映されているということである。西口委員のご意見に何かあればお願いしたい。なければ、次に林委員だが、ポイントは、市民の声を公平・平等に聴く手段として、13支所の出入り口に市民の声をを入れるポストを置くということである。資料1の6ページの第7条に、市民提案の反映ということで、「市は情報の共有を進めるために、市民の提案及び意見を聴く機会を設け、まちづくりに反映するよう努めるものとする。」という部分と関係が深いご意見であるが、林委員、補足説明等あればお願いしたい。</p>
委員	<p>目安箱ではないが、行政嘱託員の会長として、地区の方々から様々な意見が寄せられる。月3回の広報紙や公開文書があるが、住民の方々で遠慮して発言しない人がいる。支所へ出向き職員と直接話したくはないが、郵便ポストのようなメモを入れる箱があれば自分の意見を書いて入れることができるという考えが非常に多い。市民の声を公平・平等に聞く1つの手段として、13支所の出入り口に市民の声受け入れポストを設置してはいかがかという意見である。そして、月1回、2回程度でまとめて、本庁での会議の際に、その中の意見の中の1つや2つを申し述べていただき、いわき市民の声を市長以下幹部の方々が耳にして目にして、地区ごと、男女ごとの意見を聴き、市で採択するものは採択して、不採択するものは不採択していいと思う。今から、20～30年先を見ると、市の考えでは、人口が34万人から20万人に減るということで、3分の2程度まで収入が減り、市の組織体制もそうなると思う。私が教育の中で、櫛田市長時代から申し上げていたが、高野で実施している小中一貫校が</p>

	<p>あるが、いわき市 13 地区にある小学校、中学校を一つにまとめて、一貫校にしてはどうかと思っていたが、予算等の都合上、実現しなかった。常磐の話をする、常磐支所は昭和 34 年に建設され、老朽化が進んでいるため、改修してほしいという話をしたが、なかなか進まなかった。湯本一小的の場所で、湯本一小と湯本一中を小中一貫校にして、常磐支所も一緒に移してはどうかと提案した。しかし、田人と江名の公民館の工事で、19 億 8,000 万円かかるので、予算がないためできないと言われた。こういう市民の声を拾い上げることが大事だと思い、今回提案した。</p>
議長	<p>市民の様々な意見を収集する仕組みを設けてほしいということだが、他の委員から意見はあるか。</p>
委員	<p>今、林委員のおっしゃったことは、ぜひやっていただきたい。林委員がおっしゃったように、市民の声受け入れポストが定着してくると、先程、問題になっていた青少年であったり、18 歳未満の方のまちづくり参画というのは、なかなか難しく、意識の高い子どもしか受け入れられなくなってしまうが、例えば、様々な情報が年齢別等でわかってくると、この条例の繋がりが出てくるので、大変いい取り組みであると思う。</p>
議長	<p>この市民会議としては、第 7 条の部分で様々な市民の意見を広く収集する手段を考えてほしいという提案になる。それに対しては、事務局よろしいか。</p>
事務局	<p>もちろん構わない。</p>
議長	<p>次に、ご意見をいただいているのは諸橋委員だが、本日、ご欠席のため資料をご覧いただきたい。ポイントは 1 ページ目の諸橋委員の 2 行目の「この条例を実効あるものにする手段の確保をどうするかというのが問題である」ということと、市の役割についても書かれている。2 ページの 6 行目、「都会からの移住者が多くおり、その中には何かをしようという人も多くいる。」これは私も強く感じている。その次の段落では、戦争用語で敵情報報告ということで、情報の意味を説明していただいている。インテリジェンスという英語の訳語として、この情報という言葉が出てきたと記憶している。まだインフォメーションという言葉が使われる前はインテリジェンスが情報だった。それから、様々な試行錯誤が必要であるという意見もある。次に、中山間地域の問題で、諸橋委員のお住いの地域では、祭りや清掃、新年会等うまくいっている状況であるが、10 年後は心配であるとのこと。その次に、行政は平等を重んじるが、そればかりでは何もできなくなってしまうと書かれている。それで、1998 年の NPO 法が成立し、なんとか改善していこうということだったと思う。この意見に関連して何か意見はあるか。</p>

委員	<p>行政は平等を重んじるとあり、行政は、常磐だけではだめだとか、小名浜だけではだめだと言うけれども、基本的に住んでいる所と住んでいる人口が違う段階で平等ではない。もちろん気候も違えば風土も違うということも考えて、例えば何かするとき、平等に分配しようということではなく、風土や地域性も取り入れていただきたい。この条文の中ではなくとも、今後のまちづくりに反映していただいた方がいいと、現場の声として思う。</p>
委員	<p>今の平等の部分だが、やはり何かをしようとしたときに、平だけではだめだといった話になり、なかなか進まないという経験が何度かある。今回の条例で市民がなるべく参画してくださいという場合に、一般市民からするといわき市は大きすぎて、いわき市全体のことなど考えていない。私がいわきを考えるときには平のことしか頭にない。そういう意味では、市民に参画を求めるのであれば、小さな地域での活動も認めたり、その平等性ではない所も認めるという枠組みをぜひ作っていただきたい。</p>
委員	<p>まさしく行政は平等を重んじる。現在、私は社会福祉協議会にいるが、行政よりは平等であると思う。とにかくやれる所から、手を挙げた所から、声を出した所からやっという形で進めている。これから市民が共に創っていくということであれば、手を挙げたり、声を出したり、活動している市民のパワーで、行政を動かすという方法もあるため、住民から声が上がったらそれを受け入れるという、行政の柔軟な対応も必要ではないか。</p>
議長	<p>今回、行政が持っている制約条件というのは、条例の共創という概念で何とか補っというコンセプトである。次は、金子委員の意見だが、条例のタイトルについての話と、他市のまちづくりは条件が違うため、参考にならないのではないかとのこと。今回の条例の内容が、あえて原発を避けているのではないかとのこと。また、健康増進についても取り上げていただいているが、補足説明があればお願いしたい。</p>
委員	<p>この条例を見て、私たちが経験した震災の状況をどこかに盛り込んでいなくていいのかと思った。その点はいつも心に引っかかっているため、あえて意見として書かせていただいた。皆さんの意見をお聞きしたい。</p>
委員	<p>以和貴のいわれが聖徳太子の言葉だというのは時々話しをすることがあり、非常にいいことだと思う。ただ、市外の方から見ても市民から見ても、この漢字には違和感を覚える方が多いのではないかと思う。他から見ても以和貴の漢字は難しいのではないかと思うので、金子委員の提案のような形がいいのではないかと思う。</p>

<p>議長</p>	<p>仮に、このままの名称になるとすれば、これをきっかけに以和貴の意味をもう一度考え直す機会にして、新たに皆で協力していくということを改めて意識するきっかけになればと思う。</p> <p>それから、急遽、本日欠席となった正木委員からの意見をメールでいただいているので拝読させていただく。「結論は、基本条例の修正案に賛成する。さらに前文条文について一言付け加えさせていただく。条文中の以和貴の表現について、14市町村合併の際に、いわきのバックボーンとして、それぞれの地区の総意を図った、まさに先人達の知恵であったと思う。ここに先人達の未来のまちづくりにかけた思いを読み取ることができる。まちづくりは、一朝一夕にできるものではない。現在、先人達が築き上げてきた基盤を、さらに発展・進化させるために、現在、多様な団体が各地区でまちづくりに貢献している。今般、まちづくり基本条例の新設にあたり、今日のいわきの礎となった市名の由来について、改めて知らせる絶好の機会だと思う。和を以ての和は、和らぐ、和らげる、和む、和やかなの意味で、正しく条文に掲げる共創に通じるものである。」という意見をいただいた。</p> <p>市民の協働、あるいは地域を超えた他のエリアの方との協働、まさに昨日、いわき PIT でいわき明星大学の学生たちの授業の中で、地域課題の解決について、地域の6つの課題を設定して、それに数か月間取り組んだ成果を発表させていただいた。その中では、まず問題を理解する所から始めるということで地域の方々、箱崎委員にもお世話になり、学生が勉強させていただき、そこで一つの協働・連携がなされている。さらに、いわき PIT での発表を聞くために、東京、茨城、福島市等から、学生や大学の先生を含め大勢の方が参加した。学生の発表の後、グループディスカッションを行い、学生たちはそのディスカッションの中からたくさんのお話を学び、新しいアイデアがそこから生まれることを期待している。これが、まさにこの条例で言っている、共創の具体的な事例であったと思う。こういった条例ができ、今申し上げた取組が増えていくのではないかと思う。私もいわきに来て1年半になるが、まちづくりに関する取組がたくさんあると感じている。震災や原発事故の後、このエリアには問題がたくさんあり、このような活動が生まれているのだと思うが、それが、将来この地域の強みになっていくのだと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の条例の修正案が出て、いわきに居住している方は市民であると定義付けがされているが、避難してきている方や、震災後に住民票がなく居住している方が全体の1割いる現状を明記する必要がないのか。例えば、条文の第2条の市民の定義の、市の区域内に居住する者という部分で、住民票の有無を問わないと記載するなど、何かしら明記することで、少しでもまちづくりにエンジンがかかる部分があるのではないかと考えたので、そのあたりを工夫していただきたい。</p>

議長	<p>第2条の定義の部分で、書いてはあるが、より明示的に避難者等とわかるように表現を改めてはどうかという意見であるので、検討いただきたい。</p>
委員	<p>同じ第2条の定義の部分で、通勤者を含む、通学者を含むについても括弧書きで書いていただければと思う。</p>
委員	<p>東日本大震災や原発事故についての記述だが、震災については、前文に記載があるが、震災と原発事故を乗り越えていくというような記述があってもいいのではないかと思う。震災と原発事故を経験しているいわき市のまちづくりの中では、外せないのではないか。震災や原発事故を乗り越えるという前向きな言葉を使うのであれば、入れてもいいのではないかと思う。</p>
議長	<p>例えば、条文の前文の修正案ということか。この件について、事務局にお願いしたい。</p>
事務局	<p>東日本大震災だけで記載したのは、国の法律では、地震と原発事故を含んだものを東日本大震災と規定しているので、東日本大震災には原発事故を含む前提でこのような形にしている。しかし、ここは前文であるため、あえて原発事故について明記するという考え方もあり、その反対の考え方ももちろんあると思うので、いずれにしても検討したい。</p> <p>第2条の定義については、居住する者とした場合、理論上、避難している方も居住によりこれに入るが、なお、これをよりわかりやすく、住民票の有無は問わないという内容や、通勤・通学を含むという括弧書きについて、いずれもその通りで、その規定になっているが、立法技術上、括弧書きできるかどうかは検討させていただきたい。なお、この点については、市民の皆さんは、条例を解説したようなパンフレットや逐条解説書のようなものでご覧になると思うので、その中で、わかりやすく記載していきたい。</p>
委員	<p>先程、若者の話があったが、家庭に若者がいる母親の1人として、若者という言葉を入れるのは大変いいことだと思う。それは、高齢者、障がい者、避難者等を排除している訳ではなく、やはり18歳未満は選挙権がないため、市長や市議を選ぶことはできず、このようなまちづくりの会議の委員になることもほぼないと思う。この条文に入れることによって、もし予算が付けば、中高生へパンフレットにして配る根拠にもなり、保護者が読む機会もあるため、これからの世代を育てるうえで、やはり若者という言葉は入れておくべきであると思う。</p>

事務局	<p>第10条については、高橋委員、菅波委員からいただいたご意見が重要なものだと考えていた。経緯としては、第10条で若者の参画について規定しようとした際には、若者という言葉をもう少し漠然と捉えていた。昨年度、総合戦略を作るにあたり、重要な現状認識として、いわきの人口が減少していくことや、特に、急激に少子高齢化が進んだ際に、いわき市の若者は福島市や郡山市と比べると、倍近く市外へ流出しており、それがなかなか戻らない構造があり、その結果、人口が減っている中で、特に、この地域の未来を創っていく若い人、特に青少年、子どもたちをまちづくりの参画という形で巻き込んでいけないかということ意識した。その後、若者というものを定義するという議論になり、どこかで区切るという考えた場合、説明的な概念で参政権のない18歳が出てきた。ここで参政権と言った場合に、避難者についてもこの配慮の対象として考えるべきと指摘があった。これは議論があるところだと思うが、もちろんそうあるべきという考え方もあれば、市民と若者と避難者との間にレイヤーがあっても然るべきという議論もあり、ここは議論を深めていく必要があると思う。このため、ご意見は重要なものと受け止めているので、今後、内部や議会への説明をしていく中で議論していきたい。</p>
議長	<p>若者については、彼らが直接まちづくりに参画するのは難しいかもしれないが、まちづくりに関わっている大人の活動を見るだけでも意味があると思う。その子どもたちが、一旦都会に出て行ったとしても、まちづくりがきっかけでいわきに戻ってくるという循環ができればいいと思うが、いわきはそのあたりは強いのではないかと思う。先日、弘前大学の先生と話す機会があり、弘前では、若者というと弘前大学の学生だけらしく、30～40代がほとんどおらず、したがって、子どももいないということで、まちとして問題を抱えているという話だった。いわきの場合は、一旦都会に出て戻ってきた人が活躍しているという印象を持っている。</p>
委員	<p>若者については、第10条の文章で問題ないと思うが、第2条で若者を18歳未満の者という形に特化しなくてもいいのではないかと思う。実際、高校生や大学生だけではなく、いわき市の中学生も今回6名参加したが、水俣市と福島の交流ということで、共にそれぞれが風評被害で悩みを抱えながら、夏に3泊4日で5年間交流を続けている。こういった取り組みはとてもいいと思う。</p> <p>また、第6章の連携の所で、旧・新とあるが、広域的な連携の第13条で、旧の方は、共通する広域的な課題の解決及び相互発展という内容であり、新の方は、資源を最大限に活かすために戦略的な判断をするという内容。どちらも悪くはないが、見方によっては、旧の方は、しっかり今の課題ときちんと向き合っていくという内容で、新の方は、課題に向き合うよりは、新しいものをどんどん進めていくというように見えてしまう。</p>

	しかし、市民の意見をしっかり吸い上げるということであれば、この旧の方で触れなかった文言も、新の方で戦略的に意見の吸い上げるということで、一体感が出るのではないかと感じた。
議長	こちらも条文の解説等の中で今の内容も反映していただきたい。
委員	第13条の広域的な連携の部分で、「広く国内外の多様な主体と連携し」とあるが、行政用語として、主体という言葉を使うのであればよいと思うが、主体思想などのイメージがあり違和感がある。
議長	個人や団体等を含め主体と使っている。
事務局	他に、相応しい言葉があればご提案いただきたい。
委員	他の言葉が思い付かなかった。
事務局	ご指摘として受け止める。
委員	私も同じようにこの主体という言葉に違和感があつたが、調べてみるとその代わりの言葉はなかなか見つからない。
事務局	相応しい言葉がないか検討する。
委員	直接条文には関係ないが、金子委員の意見の中で、がん検診の受診率が福島県内でワースト1であったり、梅毒患者数が昨年を上回った点について気になった。先日、横浜で福島からの自主避難している学生がじめに遭ってという話もあった。この5年間で、特に男子学生が周囲を気にしながら自分を閉じ込めていた部分が、これから爆発しつつあるのではないかという危機感があると感じるので、このあたりに詳しい方がいたら教えていただきたい。
議長	心理面・精神面で詳しい方がいれば教えていただきたい。
委員	職業柄こういった情報が入ってくるのだが、共立病院の本田先生は性感染症について講演を各地で行っている。その中で、梅毒患者数は全国でも増加しており、特に、いわきは県内でも多く、16人の梅毒患者が発生していると聞いている。それは、東京に行ったいわき市民が感染して戻ってきているのではという話もある。とにかく検診に対する意識を向上しなければいけないと思う。乳がんや子宮がん、肺がん、どの検診でも福島県内でいわきの受診率が低く、小名浜地区が最も低くなっている。

	<p>声を出していかなければ大変なことになるということで、医療人材の確保の他に、健康増進という大きなテーマを入れて、検診受診率の向上を図る必要がある。厚労省は検診受診率 50%以上を目標としているが、日本全体としてもまだ 30%程度で、声を出さなければいけない。医師や保健師も努力をしてはいるのにもうまくいかない。また、市のトップが許可しない限り、中学・高校での検診の啓発活動すらできないという話を伺っている。</p>
議長	<p>医療人材確保のほかに、健康増進についても、ぜひどこかで扱ってほしいという意見である。</p>
事務局	<p>総合計画では、健康と医療というのは同列に扱われており、市の取り組みとしては、戦略上、当然に進めていくものである。その中の重点プロジェクトで、その分野において重点化したプロジェクトとして、医療人材確保が挙げられた。これは創生戦略の人口減少という課題解決をベースとしてつくったものであり、先ほど社会減の話をしたが、自然減の話で数字的にいわき市における問題を様々探っていく際に、例えば、分娩可能な医療機関の数があり、これが 10 年前には 16 機関あったものが現在は 6 機関と急激に減少していることに加え、医師等の高齢化が進んでおり、ごく近い未来にかなり厳しい状況が予測される。したがって、この分野において、とりわけ重点的に取り組むべきプロジェクトとして抽出したものである。</p>
委員	<p>このほかにも、Ⅱ型糖尿病の罹患率を中核市レベルで見ると、全国でワースト 1 位である。現在、腎臓病・糖尿病に関するプロジェクトを立ち上げようと、医師会と行政で話し合っているところである。その他、市長も医・職・住を打ち出しているのでも、何かしら提案して下さると期待している。</p>
委員	<p>話は変わるが、若者の定義がどうしても気になっている。先程、この条例にグローバルな視点をという話があったが、子どもの権利条約では、18 歳未満の者は子どもという表現になる。日本では、子ども・子育て支援法で、子どもの定義は、18 歳を過ぎて 3 月 31 日までの高校生を含めた者となっているが、グローバルな視点を取り入れるということであれば、国際社会に合わせた表記にしてもいいのではないかという意見である。</p>
議長	<p>事務局の方から何かあるか。</p>
事務局	<p>その案をベースに、今後検討していきたいと思う。</p>

<p>委員</p>	<p>この基本条例は、まちづくりの基本になると思う。文言に関してはある程度理解できたと思う。諸橋委員の意見にあるとおり、この条例をどのように運用していくのかということが大事な要素になる。合併して50年が経過し、その間に様々な課題を乗り越えた部分もあるが、現在も大きな課題が残る部分もあるため、それをしっかり検証して、この前文にあるように、住んでよかった、住み続けたいと思えるような地域をつくるのが重要である。現在、中山間地においては、いなくてはならない人がいないという現状がある。そういった状況は、いわき市の海岸部は漁業、都市部は商業や工業、西の農村部では農業、中山間地では林業というように、様々な地域性がある中でまちづくりの集まりや意見は現状では限界があると感じている。本当にこのいわき市を地域的に段差のない形にするのであれば、これからの50年は流域として捉えるべきであると感じている。川は上流から海へ流れる。つまり、山を放置すれば農村も都市部も漁業も何かしらの影響を受けることは容易に想像ができる。今までの50年の中で解決した部分もあれば、課題が出てきた部分もある。これからの50年を考えるのであれば、違った切り口、違った見方が必要であると感じている。</p>
<p>議長</p>	<p>産業分類を超えた議論をという意見だった。 それでは、事務局からパブリックコメントの日程について説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日も様々なご意見をいただき感謝している。議論が深まってくると、条例の内容もより良いものになってきていると感じながら進めている。条例の名称については、非常に重要な問題であり、提案する側からすると議長からお話をいただいたとおり、いわき市誕生の物語などをこの機に市民に知っていただきたいと考えているが、一方で、市民の方に違和感があって受け入れがたいものをつくってしまうのは、この条例を制定する意味そのものがなくなってしまうため、そういったことを含め、より広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。日程は、12月8日（木）から21日（水）までの2週間という形で、11月29日（火）に記者会見を行い、その旨発表する予定である。12月号の広報いわきにも掲載し、周知を図りながらご意見をいただきたいと思う。最終的には、議会に提案していきたい。</p> <p>また、今回条例をつくることよりも、これに基づいて、具体的に何をやっていくのが重要であるというご意見が数名からあったが、この条例を作るにあたっては、庁内の全ての部からなる検討会議を設置して、検討を進めている。今回、資料2として、様々な意見をいただいたのも、庁内の全ての部に、この問題を共有してもらい、市民からのご意見・ご要望があるということ进行现场にも届け、そのうえで、あるべき政策、具</p>

議長	体的な取組をつくっていきたい。したがって、本日いただいたご意見は、次回の庁内の会議にかけ、全体として共有したいと考えている。 以上で、本日の協議事項を終了する。
----	---

以上

以上の議事録が正確であることを証するため、次に署名押印する。

平成 29 年 1 月 19 日

議事録署名人 高橋 克江



平成 29 年 1 月 11 日

議事録署名人 田子 英司

